公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集 No.20, 2022 年 2 月
Reports of the City Planning Institute of Japan, No.20, February, 2022

農作物栽培を取り入れた富山市街区公園コミュニティガーデン事業

－高齢者を中心とした地域コミュニティ再生の視点から－

Municipal community garden projects in urban small parks of Toyama City: The perspective of aging-friendly community revitalization

新保　奈穂美*
Naomi Shimpo*・

Urban gardening has various functions including health improvement and community building, which are important in an aging society. The smallest park types called *gaiku koen* in Japan can be a place for securing accessible community gardens in each neighborhood. However, it is generally an obstacle that growing and harvesting vegetables and fruits in public urban parks are regarded as inappropriate activity in terms of public interest. To overcome the problem, this report introduces how Toyama City started a municipal community garden project in *gaiku koen*. The key findings are: 1) The municipality convinced the responsible ministry that community gardens would be beneficial to urban dwellers, especially elderly people, and effective to meet current needs for *gaiku koen*. 2) The initiative for starting a community garden is entrusted to a park care association comprised of local residents through an official process.

Keywords: Urban park, urban gardening, community garden, aging society, compact city
都市公園，都市の農，コミュニティガーデン，高齢化社会，コンパクトシティ

1. 調査の背景

都市住民が農作物や花の栽培を楽しむ都市型農園には様々な機能が期待されており，そのなかに健康の維持 [1)2)]やコミュニティ醸成 [3)]がある。特に日本では高齢化社会の到来を踏まえると，高齢者のフレイル予防や社会的孤立の対策としての役割が高まると考えられる。居住地からアクセスしやすいところに都市型農園があれば，日常的な栽培活動を通じて，頻繁な身体運動により心身の健康維持に役立つとともに，ひきこもり防止や社会参加にも繋がると期待される。

高齢者が日常的に通いやすい都市型農園の計画的な配置に向けては，どのような土地を使うかの検討が必要である。住宅地内空き地の活用も一つの手段であるが，不規則に発生するため，どこが空き地になるかを予測することが難しい。また，土地所有者の意向により，基本的には暫定的な土地借用・利用の契約となってしまうため，土地確保の観点からの持続性に問題がある。暫定的な土地活用も，いずれ再度開発されるまでの地域改善という重要な役目を持つが，安定的に地域の高齢者の活動地とするには，長期的に使うことが保障されうる土地であることが望ましい。

そこで，都市公園，なかでも街区公園に着目する。都市公園法施行令および都市公園法運用指針に示されている都市公園の種類別の配置や規模の基準によれば，原則的には街区にひとつの街区公園（標準的な誘致距離：250 m，面積 0.25 ha 程度）を配置することになっている。また，土地の永続性に関しては，借地公園を除いて，都市公園は公益上特別な必要がある場合や代替公園を用意できる場合を除けば廃止できない。こうした街区公園内の施設として，都市型農園を設置できれば，多くの人々が徒歩で通いやすい地区に農園が存在することになる。

しかし，都市公園内で市民が農作物を育てる施設を作ることには，栽培・収穫する一部の市民のみが利益を得ると解釈されうることから，公益性の問題で避けられがちである。都市公園法および同法施行令には分区園（区画貸しの農園）が教養施設として位置づけられており，実際に分区園を設置した公園は存在する [4)]。一方で，都市公園内で複数の人々が共同で利用する農園の報告は少なく，またなぜそうした農園を実現できたかの考察もなされていない [5)]。共同利用型の農園について，どのような仕組みやプロセスがあれば設置が実現するのか議論するために，実際の事例から考える必要がある。

そこで本報告では，富山市の街区公園コミュニティガーデン事業を取り上げ，どのような経緯をもって街区公園での共同利用型の農園を設置できるようになったのか，どのような空間整備や利用方法がなされているのかを明らかにする。そして，それらの事実から，街区公園での共同利用型の農園設置に際する，公益性確保という問題の解決に向けた示唆を得る。

2. 調査の方法

富山市の街区公園コミュニティガーデン事業について，2021 年10 月 19 日に富山市建設部公園緑地課緑化推進係の担当者から事業の経緯や内容の説明を受けるとともに，予め送付した質問について回答を得た。送付した質問は事業の経緯，事例の所在地・面積，植えられている作物，活動内容，参加者の属性などに関するものである。また，コミュニティガーデン 2 か所を上記担当者とともに訪問し，参加者へ活動内容の詳細や収穫物の使途などについて聞き取り調査を行った。そのほか，活動休止となっていないコミュニティガーデン 5 か所の現地踏査を行って活動の状態を目視で確認した。

3. 調査の結果

3-1. 富山市の街区公園コミュニティガーデン事業の経緯

* 正会員・兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科／淡路景観園芸学校／東北大学大学院国際文化研究科
University of Hyogo / Tohoku University

富山市で街区公園コミュニティガーデン事業が進められることになった背景として，人口減少および高齢化による身近な公園の利用ニーズ見直しが挙げられる。かつては子どもが使い，地域コミュニティ形成の拠点であった街区公園（1993 年都市公園法改正前の呼称：児童公園）であるが，設置義務がかつて課されていたブランコ・すべり台・砂場という「三種の神器」と呼ばれた遊具が利用者ニーズに合わなくなった。そして，利用者も管理費も減少し，再整備もできず使われない公園となることが課題となっていた。

そこで，市民協働型のコミュニティガーデン事業が 2013 年に始められることになった。本事業により，地域住民の公園への愛着増進，草取りなどを行う公園愛護会（通常，町内会が組織）などへの参画促進が目指されることとなった。時代のニーズとして，地域コミュニティの再生，高齢者の生きがいづくりや土に触れたい欲求，転入者（マンション住民）と旧住民との交流といった地域ニーズを捉え，一方で公園の利用促進，高齢者の外出機会の創出，管理コスト縮減，シビックプライドの醸成という市の意図を踏まえたことによる。

ただし，当初，都市公園では野菜を育ててはいけないという考え方が一般的であり，国土交通省の担当者も花壇での野菜栽培は適切でないと認識していた。そこで富山市は当該事業が高齢者の健康寿命の延伸につながることや，地域コミュニティの醸成に寄与することなど，時代に合った新たな公園の利用方法であることを説明したところ，理解を得られ，事業を進められることになった。結果，事業実施要項（表-1）の第 4 条・第 7 条に定められている通り，公園愛護会がコミュニティガーデン管理を担い，富山市都市公園条例の許可を受け，植物の採取（収穫），すなわち，農作物の収穫もできるようになっている。そして，本事業におけるコミュニティガーデンは都市公園法上の「修景施設」として花壇と同様の取り扱いとなっており，「教養施設」とされる分区園とは異なる位置づけがなされた。

都市公園で実施されているコミュニティガーデン事業が街区公園限定での実施とされた理由は，誘致圏が 250 m であるため，管理が地元の 1 つの公園愛護会によるものとなり，野菜栽培や収穫物の処分に関してトラブルが少ないなどの考えにもとづく。

なお，コミュニティガーデン事業はほかに介護予防センターおよび民有地でも実施されている。介護予防センターでは地域の老人クラブが中心となり，施設敷地内の 10 m^2 の畑を使い，サツマイモなどを栽培し，近隣の保育園児と協力して収穫・調理をしている。民有地での事業では，コンパクトシティ政策上での都心地区および公共交通沿線居住推進地区(1)において，町内会などの地域コミュニティが主体となり，地域の未利用地をコミュニティガーデンとして整備することを支援している。具体的には，1 事業につき 50 万円を上限とし，整備費への補助金交付を行っている。ただし，整備実績は 4 か所あるものの，今はどれも活動しておらず，制度のみが残っている状態である。

3-2. コミュニティガーデンの整備状況

2021 年 10 月時点での街区公園内コミュニティガーデン整備状況を表-2 に，またコミュニティガーデンの立地を図-1 に示す。該当コミュニティガーデンは 8 箇所あるが，そのうち 1 番の事例

【表-1】富山市コミュニティガーデン事業実施要項

（趣旨）	
第 1 条	この要綱は，街区公園内で取り組むコミュニティガーデン活動について必要な事項を定めるものとする。 2 コミュニティガーデンとは，地域住民が自主的活動により企画・運営を行う「緑の交流空間」のことをいう。
（目的）	
第 2 条	この事業の目的は，地域住民の交流の場となる街区公園において，地域住民が花や野菜などを育てることにより，ソーシャルキャピタル（社会的絆）の醸成を図ることを目的とする。
（事業）	
第 3 条	この事業は，街区公園の一画を活用して，地域住民の自主的活動により，「緑の交流空間」を企画・運営する活動を推進するもので，対象となる取組は，地域コミュニティにおいて合意形成された取組とする。
（事業実施主体）	
第 4 条	事業実施主体は，当該街区公園の管理を専ら行う公園愛護会とする。 2 事業実施主体は，市と事前に協議し，街区公園コミュニティガーデン事業実施計画書を提出したうえで，街区公園コミュニティガーデン活動取組団体として登録するものとする。 3 市は，登録を受けた事業実施主体に対し，必要に応じて活動の協力を行うものとする。
（事業の対象となる植物）	
第 5 条	この事業で栽培する植物は，原則として，通常の栽培方法で，生育のサイクルが 1 ヵ年を越えないものとする。
（収穫物等の取扱い）	
第 6 条	この事業の取組において収穫物等が生じた場合において，収穫物等はこの事業に取り組む事業実施主体の財産とする。 2 収穫物等は地域コミュニティの中で，収穫の喜びを分かち合う目的で処分することとする。
（富山市都市公園条例との関係）	
第 7 条	事業実施主体は，富山市都市公園条例第 6 条第 1 項の許可（都市公園法第 5 条による，公園施設管理の許可）を受け，コミュニティガーデンを管理するものとする。 2 事業実施主体は，前項の許可を受けることにより，富山市都市公園条例第 4 条により，行為が禁止されている植物の採取（収穫）ができるものとする。
（行為の禁止）	
第 8 条	この事業による活動において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 恒久的な構造物を設置すること (2) 公園施設の形状を変更すること (3) 他の公園利用者に危険が及ぶ行為をすること (4) 上記のほか，市長が都市公園の管理に支障があると認める行為をすること
（細則）	
第 9 条	この要綱に定めるもののほか，事業の実施に必要な事項は，市長が定める。

【表-2】富山市コミュニティガーデン事業のガーデン一覧

番号	公園名	公園面積 (m²)	施設面積 (m²)	ガーデン開始年度	ガーデン再整備年度
1	呉羽新富田町第2公園	600	47	2013	―
2	文京町第1公園	1,600	35	2013	―
3	南新町公園	500	22.1	2013	2016
4	芝園町二丁目公園	500	18.7	2013	2018
5	中野新町公園	6,100	21.3	2013	―
6	白銀町公園	2,700	15.8	2016	―
7	花園町三丁目公園	1,900	110	2016	2020
8	高屋敷第3公園	2,400	74	2021	―

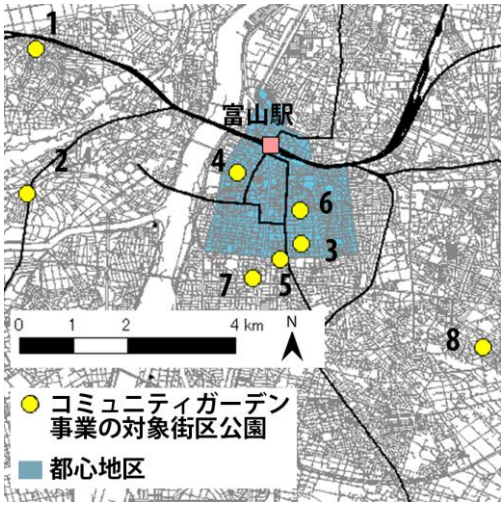

【図-1】富山市コミュニティガーデン事業対象の街区公園位置図
（番号は表-2 に対応/ 基盤地図情報（国土地理院）をもとに筆者作成）

は現在活動休止中である。3～7 番は市が花壇型のコミュニティガーデンを整備した事例であり（写真-1～3），さらに3，4，7番では公園再整備の際にガーデンも再整備された。1，2，8 番は，市の整備が入ることはなく，公園愛護会により作られたガーデンである。1 番は目視確認できなかったが，2，8 番は公園敷地の縁辺部に野菜が地植えされている空間利用がなされていた（写真-4）。なお，市は花壇等の整備に係る初期投資の予算のみを用意している。

3-3. コミュニティガーデンの管理方法・状況

コミュニティガーデンに取り組みたい公園愛護会が市と事前に協議し，事業実施計画書を提出すると，コミュニティガーデンに関する活動取り組み団体として登録される。また，公園施設管理許可申請書および使用料減免申請書の提出も，修景施設の「花壇」とされているコミュニティガーデンの管理許可を得るため必要である。

コミュニティガーデンの基本の活動内容は花や野菜の栽培管

【写真-1】芝園町二丁目公園のコミュニティガーデン

【写真-2】中野新町公園のコミュニティガーデン

【写真-3】花園町三丁目公園のコミュニティガーデン

【写真-4】文京町第1公園のコミュニティガーデン

【表-3】コミュニティガーデンに植え付けられる作物

番号	公園名	1 作目作物	2 作目作物
1	呉羽新富田町第2公園	活動休止	
2	文京町第 1 公園	スイカ，トウモロコシ，エダマメ，サトイモ，サツマイモ，ネギ	ゴボウ，ハクサイ，ニンジン，ジャガイモ，ダイコン，イチゴ
3	南新町公園	ジャガイモ，サツマイモ	タマネギ
4	芝園町二丁目公園	サツマイモ，ミニトマト，ナス，キュウリ，オクラ，ピーマン	ダイコン，イチゴ
5	中野新町公園	ナス，オクラ，キュウリ，ミニトマト	ダイコン，タマネギ
6	白銀町公園	ジャガイモ	ダイコン
7	花園町三丁目公園	ジャガイモ，サトイモ，サツマイモ，トマト，キュウリ，ナス	
8	高屋敷第 3 公園	オクラ，カボチャ，ナス	

理である。これに対し，富山市は栽培指導や耕運機などの貸し出し，土の提供などを行っている。また，公益財団法人花と緑の銀行によって，花の苗の無料譲渡もなされている。

植えられている農作物は富山市によると表-3 に示す通りである。一般的な料理でよく使われる，多人数で分け合ったり，食べたりするにあたり十分な収量が見込めそうな種類のものがほとんどである。収穫物は児童クラブに分けたり，青年団主催の地域の夏祭りやクリスマスパーティーに使用されたりしている。また事例 2 では，近隣小学校の 3 年生の総合学習授業にもコミュニティガーデンが毎年，年間を通じて使われている。

実際の活動状況については，活動休止中のため目視確認の対象外とした 1 番を除くと，3 番以外で実際に野菜が栽培されて手入れされている様子が確認できた。

4. まとめ

本稿では，富山市コミュニティガーデン事業の経緯や，ガーデン整備状況および管理方法・状況について報告した。富山市では，一般的に躊躇される都市公園での農作物栽培を取り入れたコミュニティガーデンが，高齢化社会を踏まえて地域住民や公園再生にどのような意義を持つのか説明し，既存の法・条例に基づいた花壇としての管理プロセスを整えたことにより，コミュニティガーデン設置を可能としていた。

ただし，地域住民の意欲がないところに行政がトップダウンでコミュニティガーデンを整備しても使われない空間が生まれると予想される。そこで，富山市のように，基本的には住民が組織する公園愛護会から申し出があったところにコミュニティガーデンを整備あるいは活動支援を行うといった形は有効であろう。そして，住民へコミュニティガーデンの意義の周知を行うことにより，意欲を喚起し，新たな人も巻き込んで事例を増やしたり，継続可能性を高めたりできる可能性がある。まずは今回の事例や，兵庫県神戸市の平野展望公園で行われている実証実験 [6]などを例に，都市公園におけるコミュニティガーデンの意義を検証していかなければならない。

持続可能な社会の実現に向けて，高齢者の健康維持やコミュニティ醸成，さらには地域内での食料確保・資源循環を通じたエネルギー負荷の低いフードシステムの形成など，多様な観点から農あるまちづくりには注目が集まっている。都市公園の現代的な利用のひとつとして，都市型農園という要素を活用するための実践的な議論が期待される。

謝辞

本調査に際しご協力いただいた富山市役所建設部公園緑地課緑化推進係の皆様，および，文京町第 1 公園・芝園町二丁目公園の公園愛護会の皆様に，心より御礼を申し上げる。

補注

(1) 都心地区とは，富山市総合計画に位置付けられている，まちなか居住推進事業を実施する地区である。公共交通沿線居住推進地区とは，対象となる公共交通軸で，鉄道駅から半径 500 mの範囲もしくは，バス停から 300 mの範囲で，かつ用途地域が定められている区域（工業地域及び工業専用地域，災害リスクの高い区域を除く）であり [7]，この区域を対象に居住を推進する様々な支援が行われている。

引用文献

1) Hawkins, J. L., Mercer, J., Thirlaway, K. J. and Deborah, A. C. (2013) "Doing" Gardening and "Being" at the Allotment Site - Exploring the Benefits of Allotment Gardening for Stress Reduction and Healthy Aging. Ecopsychology, 5(2), 110-125
2) Scott, T. L., Masser B. M. and Pachana, N. A. (2020) Positive aging benefits of home and community gardening activities: Older adults report enhanced self-esteem, productive endeavours, social engagement and exercise. SAGE Open Medicine, 8, 1-13
3) Kingsley, J., Foenander, E. and Bailey, A. (2020) "It's about community": Exploring social capital in community gardens across Melbourne, Australia. Urban Forestry & Urban Greening, 49, 126640
4) 川上純・寺田徹 (2019), 「分区園を設置した都市公園の空間および運営上の特徴に関する考察」, ランドスケープ研究, 82(5), 543-546
5) 大澤由希・林まゆみ (2015), 「市民によるまちなかの共同農園の提案とその可能性について」, ランドスケープ研究, 78(5), 745-748
6) 新保奈穂美 (2021), 「農を通じた都市公園と地域コミュニティの再生−兵庫県神戸市の平野コープ農園の事例から」, 都市計画報告集, 20, 154-156
7) 富山市, 「富山市都市マスタープラン」, https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/toshikeikakuka/tosikeikaku/toshimasutapuran.html, 2022.2.28 参照

注）

本調査は JSPS 科研費 JP19KT0007 の助成を受けて実施された。